

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の170」を「100分の190」に、「100分の185」を「100分の195」に、「100分の210」を「100分の230」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同条第5項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に、「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の190」を「100分の180」に、「100分の195」を「100分の190」に、「100分の230」を「100分の220」に改め、同項第2号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第5項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に、「100分の97.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（勤勉手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に

基ついて職員に支払われた平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

一般職員の勤勉手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(一般職員の勤勉手当)

第 3 条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員  $\frac{100分の170}{100分の190}$  (指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、 $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の185}{の195}$ 、特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の210}{100分の230}$ )

(2) 再任用職員  $\frac{100分の80}{100分の90}$  (特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の100}{100分の110}$ )

4 省 略

5 第 1 項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分の}{100分の}$

$\frac{85}{95}$  (特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の105}{100分の115}$ ) を乗じて得た額 (指定職給料表の適用を受ける

職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の92.5}{100分の97.5}$ を乗じて得た額)

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の40}{100分の45}$  (特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の}{100分の}$

$\frac{50}{55}$ ) を乗じて得た額

6 省 略

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（一般職員の勤勉手当）

第3条 省略

2 省略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員  $\frac{100分の190}{100分の180}$ （指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、 $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の195}{の190}$ 、特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の230}{100分の220}$ ）

(2) 再任用職員  $\frac{100分の90}{100分の85}$ （特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の110}{100分の105}$ ）

4 省略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分の}{100分の}$

$\frac{95}{90}$ （特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の115}{100分の110}$ ）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける

職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の97.5}{100分の95}$ を乗じて得た額）

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の45}{100分の42.5}$ （特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の}{100分の}$

$\frac{55}{52.5}$ ）を乗じて得た額

6 省略